

○蔚崎市営総合運動場整備検討委員会設置要綱

平成30年12月26日教育委員会告示第9号

蔚崎市営総合運動場整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 蔚崎市営総合運動場の施設を整備するに当たり、専門的かつ客観的な立場から幅広く検討を行うため、蔚崎市営総合運動場整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、蔚崎市営総合運動場の施設の機能、規模等について調査及び検討をする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係機関又は団体の代表者又は職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適當と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その職にあるために委員となった者がその職を離れたときは、委員の職を失う。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員長を定める前に招集する会議は、教育委員会が招集する。